

質 問 書 (回 答)

2024 年 3 月 25 日

「(案件名)エチオピア国インデックス型農業保険促進アドバイザー業務」

(公示日:2024 年 3 月 13 日/調達管理番号:23a00935)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1.	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (12) 効果的な第三国における事例調査の実施(15 ページ)	第三国の事例調査につき、脚注 5 に「エチオピア以外の農業保険実施国において実施状況、政府の方針、官民連携等について学ぶ機会は重要である。プロポーザルにおいて対象者、訪問国、研修内容を含む計画を提案すること。」とあります。一方 35 ページにはこの事例調査は定額計上で 8 百万円が「第三国出張(四回程度)の直接経費」として示されていますが、参加するカウンターパートの渡航費(航空運賃)、日当、宿泊は、同行する専門家の渡航費も含め、すべてこの定額に含まれているという理解でよろしいでしょうか。	業務従事者およびカウンターパートが研修に参加するための航空賃、日当、宿泊料が定額に含まれています。
2.	第 5 条 報告書等 2. 技術協力作成資料(21 ページ)	技術協力作成資料に示されている「農業保険普及・運用マニュアル」は本文中に目的、内容について言及されていません。先行案件にて作成されたガイドラインは Part-II に保険事業実施の手法につき記されていますが、この「マニュアル」はそれとは別途に作成するというのでしょうか。	「農業保険普及・運用マニュアル」とは、成果 3 の活動におけるステークホルダー研修に使用する教材に加え、研修の実施体制等、実施者向けの内容を含むマニュアルを想定しています。
3.	共通留意事項 1. 必須項目 (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保(27 ページ)	今般はアドバイザー業務であることから本件業務には上位目標、プロジェクト目標がないとの理解でよろしいでしょうか。一方、左に示す個所にそれぞれ「プロジェクト終了後の上位目標の達成や持	ご理解の通り、本案件はアドバイザー業務であり上位目標・プロジェクト目標はありません。「プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて」は「3つの成果が達成された後に

	<p>ジ)、及び 第 4 条 2. 本業務にかかる事項 ⑤ エンドライン調査(18 ページ)</p>	<p>続可能性の確保に向けて」や「プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため」といった記述があります。これらの記述は、本件業務の 3 つの成果における持続可能性や成果の達成状況のため、に読み替えると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>想定される更なる農業保険促進のための活動や3つの成果の持続可能性の確保に向けて」と読み替えてください。また、「プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため」は「3つの成果の達成状況を評価するため」と読み替えてください。</p>
4.	<p>第 4 条 2. 本業務にかかる事項 ⑤ エンドライン調査(18 ページ) 及び 第 6 条 再委託(21 ページ)</p>	<p>エンドライン調査の目的に関しては「プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため」との記述があり、また仕様については第 6 条に「ICIP エンドライン調査と類似の調査（対象はオロミア州を想定）」とあります。先行案件のエンドライン調査はプロジェクト対象地域の農家の保険導入による行動変容を把握するインパクト評価を主目的に行われたとの理解ですが、今般業務ではインパクト評価の実施は非該当で、成果においては農家の行動変容は成果 3 の一部分にすぎないと思われます。この点につき、成果1および成果 2 の達成状況の評価の必要性も含め、今般業務でのエンドライン調査の目的と想定内容につき改めてお伺いいたします。</p>	<p>成果1および成果2については、エンドライン調査ではなく、活動の結果作成された文書や各関係者の協働体制等を基に結果を評価予定です。エンドライン調査の内容としては、主に成果3で実施されるステークホルダー研修がステークホルダーの農業保険理解や普及に関する行動、農家の農業保険理解や購入率等に及ぼすインパクトの評価を想定しています。また、プロジェクトで促進される保険商品の普及状況(加入者数)といった数値も取得することを想定しています。</p>
5.	<p>案件概要表 3. 事業概要 (3) 事業実施体制(24 ページ)</p>	<p>「州農業局(オロミア州を想定するが、対象州は活動 1 にて決定する)」との記載がありますが、「活動 1」とは成果 1 の活動を指しておりますでしょうか。その場合、成果 1 の施策策定に係る活動の中で対象州を決定することを想定されているのでしょうか。</p>	<p>ご理解の通り、活動 1 とは成果 1 の活動を指しています。成果1の施策策定に係る活動の中で対象州を決定することを想定しています。</p>

6.	<p>第3条 実施方針及び留意事項</p> <p>2. 本業務に係る実施方針及び留意事項</p> <p>(9) アドバイザーの雇用(14 ページ)</p>	<p>左記には「国・地域横断的な農業保険の高度な知見を持つアドバイザーの雇用」とありますが、当該アドバイザーとは、現地特殊傭人が想定されているという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、3 年間 6 人月で想定されている業務内容、当該アドバイザーを配置する狙い等について可能な範囲でご教示ください。</p>	<p>ご理解の通り、現地特殊傭人を想定していません。業務内容としては、他国の農業保険の仕組みや、保険という分野に関して有している知識を用いて、特に成果 1 おける政策策定・課題整理・実施体制の構築等の議論に対する技術的インプット、また成果 2 における関係者との体制構築に関する助言を行うことを想定しております。</p>
----	---	--	--

以上